

北海道函館方面公安委員会告示第 26 号
昭 和 54 年 4 月 16 日

改正 昭和57年4月1日函館方面公安委員会告示第23号、60年2月13日第3号、61年12月25日第50号、平成元年3月30日第8号、4年2月28日第5号、7年10月18日第31号、8年8月30日第25号、12月4日第39号、12年7月31日第21号、15年4月25日第22号、17年4月1日第9号、18年5月19日第16号、19年6月19日第16号、21年12月4日第33号、24年3月30日第8号、25年9月25日第6号、27年3月31日第10号

北海道函館方面公安委員会公印規程を次のように定める。

北海道函館方面公安委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道函館方面公安委員会(以下「公安委員会」という。)において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な事務に使用するもの
- (2) 専用公印 特定の事務に使用するもの

(公印の制式及び用途)

第3条 一般公印及び専用公印の制式及び用途は、別表のとおりとする。

(公印の登録等)

第4条 公安委員会は、公印を作成し、又は改刻したときは、その印影を公印台帳(別記様式)に登録しておくものとする。

(北海道警察函館方面本部長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、公印の管理、使用その他必要な事項は、北海道警察函館方面本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月16日から施行する。
- 2 北海道函館方面公安委員会公印規程(昭和34年北海道函館方面公安委員会告示第14号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に使用中の旧規程の規定に基づき作成された公印は、この規程の規定に基づき作成された公印とみなす。

改正文(昭和57年函館方面公安委員会告示第23号)抄
昭和57年4月1日から施行する。

改正文(昭和60年函館方面公安委員会告示第3号)抄
昭和60年2月13日から施行する。

改正文(昭和61年函館方面公安委員会告示第50号)抄
昭和62年1月1日から施行する。

附 則(平成元年函館方面公安委員会告示第8号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年函館方面公安委員会告示第5号)

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成7年函館方面公安委員会告示第31号)

この規程は、平成7年10月18日から施行する。

附 則(平成8年函館方面公安委員会告示第25号)

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成 8 年函館方面公安委員会告示第 39 号）
この規程は、平成 8 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（平成 12 年函館方面公安委員会告示第 21 号）
この規程は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年函館方面公安委員会告示第 22 号）
この規程は、平成 15 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 17 年函館方面公安委員会告示第 9 号）
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年函館方面公安委員会告示第 16 号）
この規程は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 19 年函館方面公安委員会告示第 16 号）
この規程は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

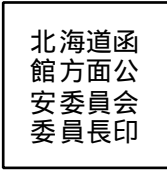
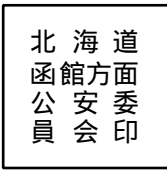
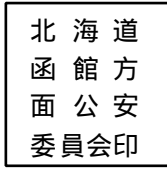
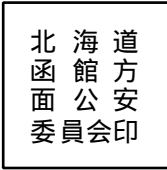
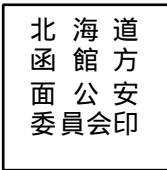
附 則（平成 21 年函館方面公安委員会告示第 33 号）
この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 24 年函館方面公安委員会告示第 8 号）
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年函館方面公安委員会告示第 6 号）
この規程は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年函館方面公安委員会告示第 10 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区分 | 名称 | ひな型 | 書体 | 規格 (単位mm) | 用途 |
|--------------|------------------|---|---|--------------|---|
| 一般 公 印 | 北海道函館方面公安委員会委員長印 |  | てん書 | 方 27 | 一般文書の押印 |
| | 北海道函館方面公安委員会印 |  | てん書 | 方 30 | 一般文書の押印 |
| 専用 公 印 | |  | てん書 | 方 10 | <ol style="list-style-type: none"> 1 指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 2 安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印 3 自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 4 駐車監視員資格者証の押印 5 滞納処分執行者証票の押印 |
| | |  | てん書 | 方 4.5 | 運転免許証及び運転経歴証明書の押印 |
| | | 北海道函館方面公安委員会印 |  | てん書 | 方 12 |

| | | | | |
|----------------|--------------|-----|-------------|--|
| 北海道函館方面公安委員会小印 | 北海道函館方面公安委員会 | かい書 | 縦 6 横 18 | <p>格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分のまっ消の押印</p> <p>3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴うまっ消の押印</p> |
| | 北海道函館方面公安委員会 | かい書 | 縦 4 横 21 | <p>1 安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の講習・研修・表彰等の記録欄の押印</p> <p>2 緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認書及び同指定書の変更欄の押印</p> |
| 函公委小印 | 函公委 | かい書 | 縦 4 横 10 | <p>運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄の押印</p> |

別記様式（第4条関係）

| 公 印 台 帳 | |
|-----------|-------|
| 登 録 番 号 | 第 号 |
| 印 影 | |
| 公 印 の 名 称 | |
| 公 印 の 用 途 | |
| 作成・改刻年月日 | 年 月 日 |
| 使用開始年月日 | 年 月 日 |
| 廃止年月日 | 年 月 日 |
| 廃止の理由 | |
| 保 管 場 所 | |
| 備 考 | |

注 規格は、A列4番縦長とする。